

# 消火器の処分 困っていませんか？



消火器は一般ゴミでは廃棄できません。

古い消火器はいざという時に使えなかったり使用期限内でも破損した箇所から破裂してケガをする等、事故につながる可能性があります。

消防法では、業務用消火器は10年で交換と決まっています。

家庭用消火器は特に定めがありませんが、使用期間または使用期限が本体に表記されています。

処分費用はお問合せください。

※製造時期等により処分費用が変わります。※取扱いは現金のみとなります。  
※一部引取りできないものもあります。※消火器以外の処分は承っておりません。



当社  
ホーム  
ページ



株式会社 信越報知



0263-25-2311

消火器の処分にお困りの方はお問合せください。

【定休日】 第2・第4・第5土曜日/日曜日/祝日 【営業時間】 8:30~17:30 【FAX】 0263-25-0266